

4	法定	自主
	○	0

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 10日

川崎市長 殿

提出者

住所 川崎市川崎区夜光2-3-2

氏名 日本ポリエチレン(株)川崎工場  
工場長 梅木 昌朗  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 044-276-5082

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区・浮島地区)		自主管理事業登録番号 ( 3035 )
事業場の所在地	南地区:川崎市千鳥町10-1・浮島地区:浮島町10-10 TEL(連絡先): 044-276-3579・044		
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)		
当該事業場に関する事項			
① 事業の種類	E16-化学工業 (具体的には) エチレンを原料に、ポリエチレン樹脂を製造		
② 事業の規模  ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	32,926 百万円
	建設業	エリア内元請完成工事高	百万円
	医療機関	病床数	床
	その他の業種	売上高	百万円
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)		
③ 従業員数	131名		
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程  ※ 特別管理産業廃棄物の種類ごとに記入	別添資料:1及び2参照		

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別添資料:3及び4参照		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類 * 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
	① 排出量	116.63 t
	(これまでに実施した取組)	
	①令和5年目標に対して、排出量ほぼ目標通り。 ②製造工程及び作業改善。有価物化への転換等種々工夫をして、産業廃棄物の発生抑制を図ってきた。(継続)	
② 計画	【(令和6年度)目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類数	3 種類 * 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
	① 排出量	83.68 t
	(今後実施する予定の取組)	
	①運転の安定化に努め、無用な廃棄物発生を抑制する。また、再生利用可能なものの分別及び再生利用可能なスペックを維持する。(継続)	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	廃油:処理するものと、再利用するものとを分別する。	
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	同上(継続)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】			
	②+⑧ 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【(令和6年度)目標】			
	②+⑧ 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】			
	⑤ 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。
(これまでに実施した取組)				
② 計画	【(令和6年度)目標】			
	⑤ 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】	
	③+⑨ 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t
(これまでに実施した取組)		
② 計画	【(令和6年度)目標】	
	③+⑨ 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	⑩ 全処理委託量	116.63 t	* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	51.11 t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	116.63 t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0 t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	
(これまでに実施した取組)			

② 計画	【(令和6年度)目標】	
	⑩ 全処理委託量	83.68 t
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	33.47 t
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	83.68 t
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	t
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	* 種類ごとの本年度処理委託量は、別紙のとおり。	
	(今後実施する予定の取組)	
電子情報処理組織の使用に関する事項(電子 manifests の使用に関する事項)	【前年度(令和5年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	114.03 t
	(今後実施する予定の取組等)	
※ 事務処理欄		

備考

- 1 この様式は、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。  
また、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入してください。なお、中間処理を行うことにより、特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量を含めて記入してください。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入してください。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 9 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

特別管理産業廃棄物処理計画書

4-1	法定	自主
	0	0

別紙一括表 事業場名称: 日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区・浮島地区)

	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計
	特管廃油	特管廃酸 (pH2以下)	特管廃アルカリ (pH12.5以上)	感染性 廃棄物	廃PCB等	PCB汚染物	PCB処理物	指定 下水汚泥	有害鉱さい	廃石棉等	有害ばいじ ん	有害燃え殻	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ	廃水銀等	
① 排出量	113.70	0.33				2.60												116.63
令 ②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0	0				0												0
和 ⑤ 自ら熱回収を行った量	0	0				0												0
5 ⑦ 自ら中間処理により減量した量	0	0				0												0
年 ③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	0				0												0
度 ⑩ 全処理委託量	113.70	0.33				2.60												116.63
実 ⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	50.78	0.33				0												51.11
績 ⑫ 再生利用業者への処理委託量	113.70	0.33				2.60												116.63
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0	0				0												0
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0				0												0
① 当該事業場における排出量	73.15	0.80				9.73												83.68
※1 自社の他事業場からの搬入量																		
② 自ら直接再生利用する量																		
③ 自ら直接埋立処分する量																		
④ 自ら中間処理する量																		
⑤ ④のうち熱回収を行う量																		
※2 自社の他事業場での処理量																		
⑥ 自ら中間処理後の残量																		
⑦ 自ら中間処理により減量する量																		
⑧ 自ら中間処理後に再生利用する量																		
⑨ 自ら中間処理後に自ら埋立処分又は海洋投入処分する量																		
※3 自ら中間処理後に自社の他事業場での処理量																		
b 自ら中間処理後の処理委託量																		
b-1 中間処理委託量																		
再生利用前委託量																		
最終処分前委託量																		
下水等放流前委託量																		
b-2 最終処分委託量																		
B 直接処理委託量	73.15	0.80				9.73												83.68
B-1 中間処理委託量	73.15	0.80				9.73												83.68
再生利用前委託量	73.15	0.80				9.73												83.68
最終処分前委託量																		
下水等放流前委託量																		
B-2 最終処分委託量																		
⑩ 直接及び自ら中間処理後の処理委託量	73.15	0.80				9.73												83.68
⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	32.67	0.80																33.47
⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	73.15	0.80				9.73												83.68
⑬ ⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量																		
⑭ ⑩のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量																		

令和6年度目標

自己処理

直接委託処理

特別管理産業廃棄物処理計画書

4-2	法定 ○	自主 0
-----	---------	---------

別紙処理フロー

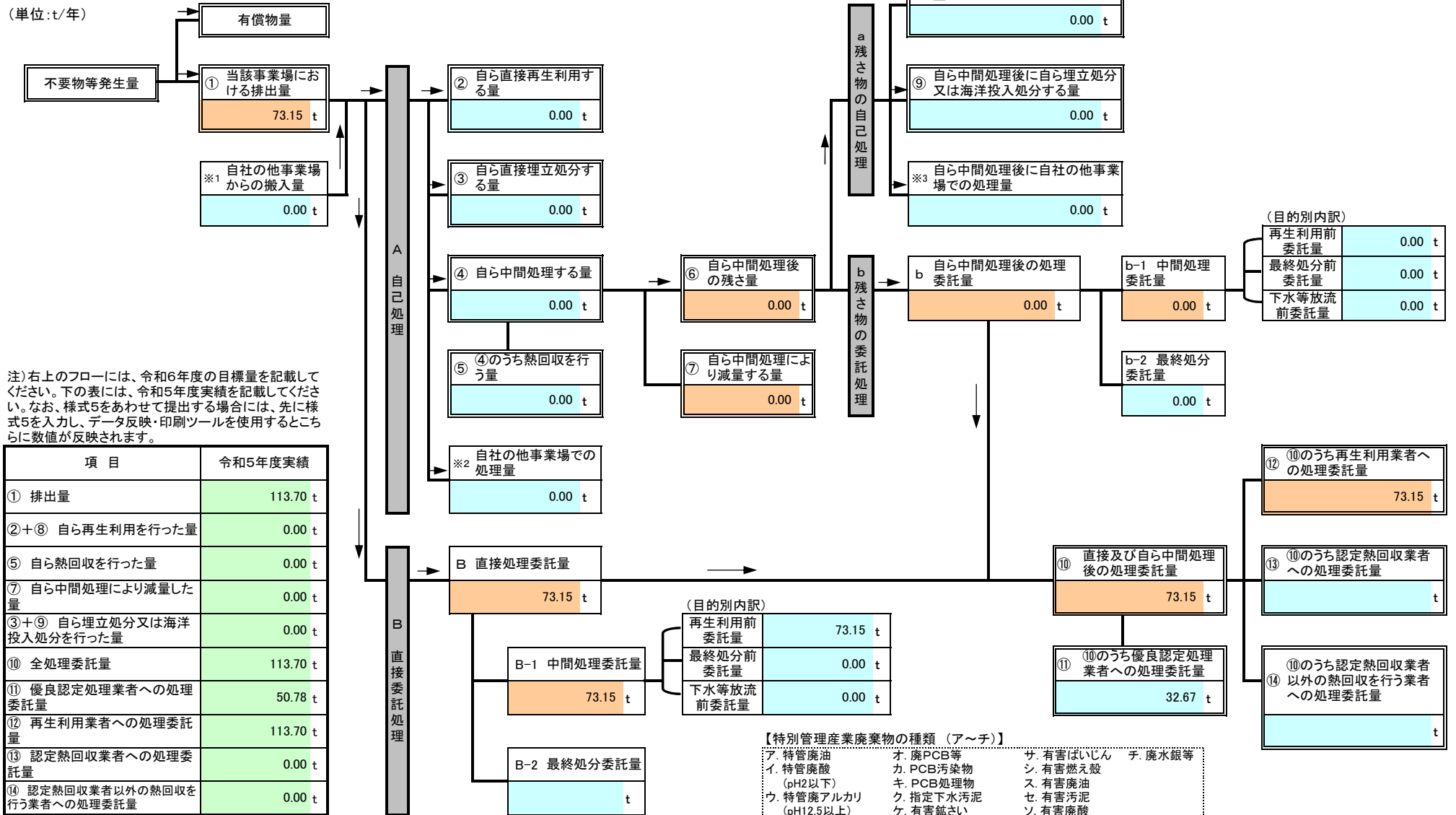
事業場名称 : 日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区・浮島地区)

令和6年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	ア. 特管廃油
----------------------	---------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



注) 右上のフローには、令和6年度の目標量を記載してください。下の表には、令和5年度実績を記載してください。なお、様式5をあわせて提出する場合には、先に様式5を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するところに数値が反映されます。

項目	令和5年度実績
① 排出量	113.70 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	113.70 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	50.78 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	113.70 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

【特別管理産業廃棄物の種類 (ア～チ)】

ア. 特管廃油	オ. 廃PCB等	サ. 有害ばいじん	チ. 廃水銀等
イ. 特管廃酸 (pH2以下)	カ. PCB汚染物	シ. 有害燃え殻	
ウ. 特管廃アルカリ (pH12.5以上)	キ. PCB処理物	ス. 有害廃油	
エ. 感染性廃棄物	ク. 指定下水汚泥	セ. 有害汚泥	
	ケ. 有害鉱さい	ソ. 有害廃酸	
	コ. 廃石綿等	タ. 有害廃アルカリ	



特別管理産業廃棄物処理計画書

4-2	法定 ○	自主 0
-----	---------	---------

事業場名称 : 日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区・浮島地区)

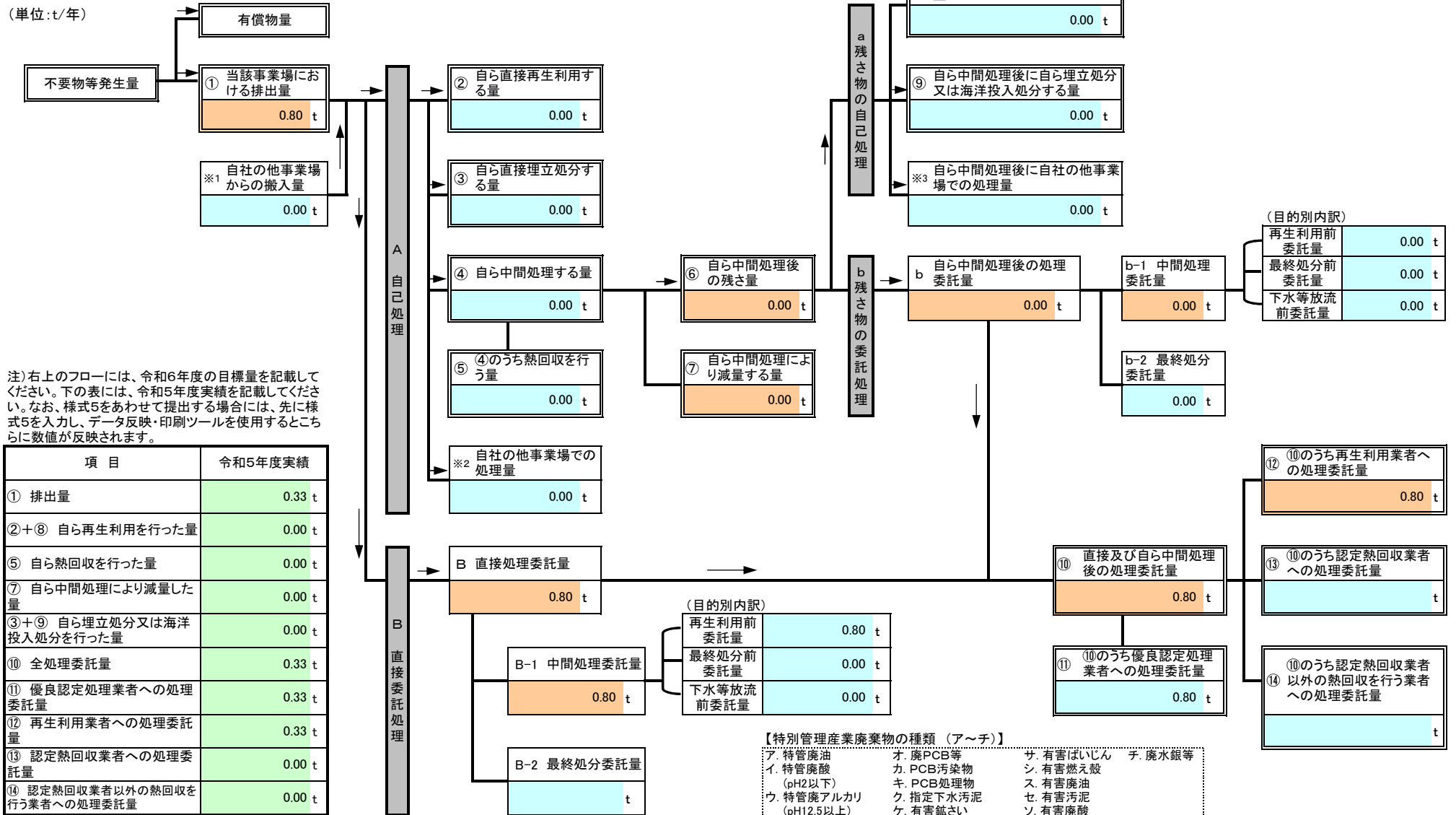
別紙処理フロー

令和6年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	イ. 特管廃酸(pH2以下)
----------------------	----------------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



注) 右上のフローには、令和6年度の目標量を記載してください。下の表には、令和5年度実績を記載してください。なお、様式5をあわせて提出する場合には、先に様式5を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するところに数値が反映されます。

項目	令和5年度実績
① 排出量	0.33 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	0.33 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.33 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.33 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

【特別管理産業廃棄物の種類 (ア～チ)】

ア. 特管廃油	イ. 特管廃酸 (pH2以下)	ウ. 特管廃アルカリ (pH12.5以上)	エ. 感染性廃棄物	オ. 廃PCB等	カ. PCB汚染物	キ. PCB処理物	ク. 指定下水汚泥	ケ. 有害鉱さい	コ. 廃石綿等	サ. 有害ばいじん	シ. 有害燃え殻	ス. 有害廃油	セ. 有害汚泥	ソ. 有害廃酸	タ. 有害廃アルカリ	チ. 廃水銀等
---------	-----------------	-----------------------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	----------	---------	-----------	----------	---------	---------	---------	------------	---------

特別管理産業廃棄物処理計画書

4-2	法定 ○	自主 0
-----	---------	---------

事業場名称 : 日本ポリエチレン株式会社 川崎工場(南地区・浮島地区)

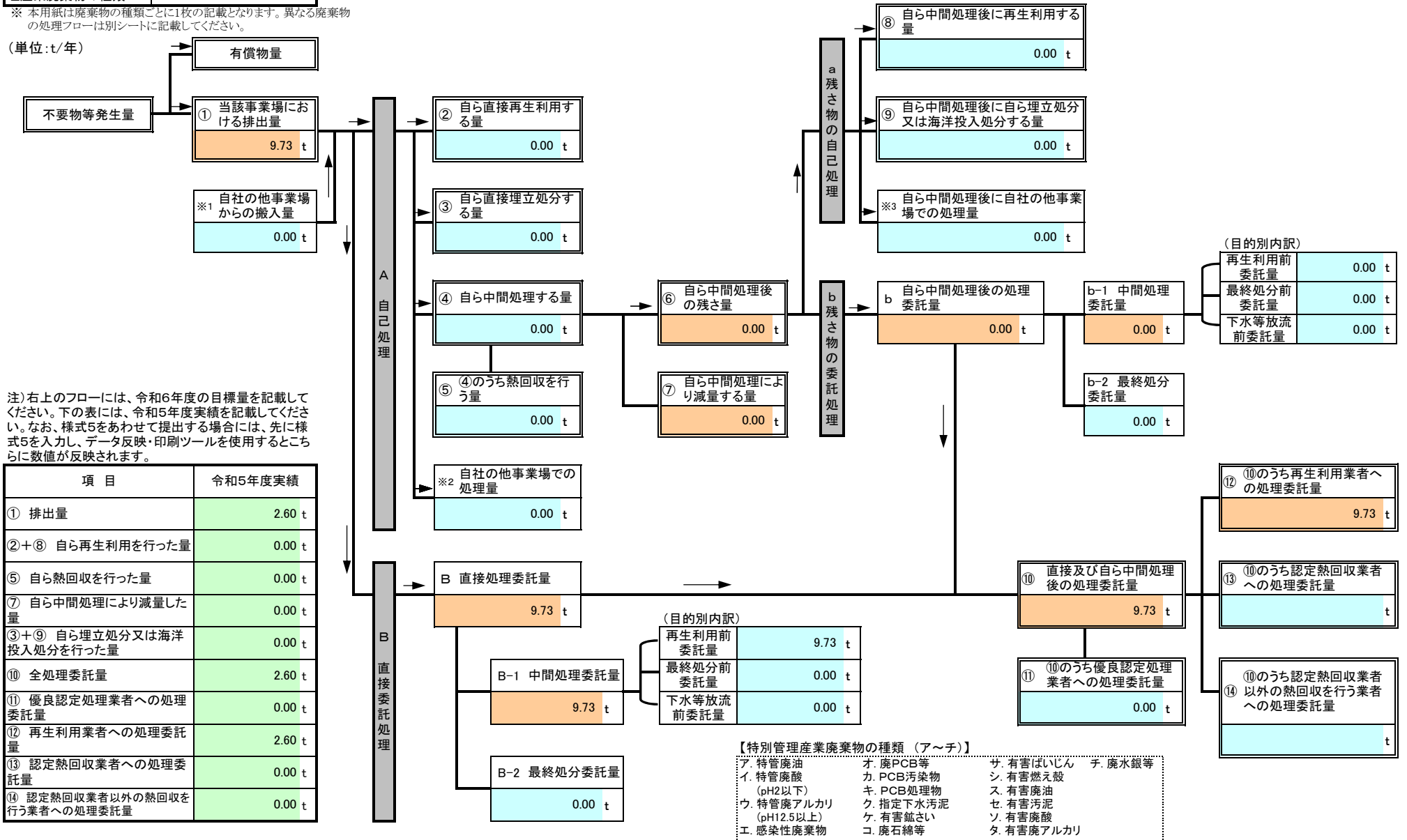
別紙処理フロー

令和6年度発生する特別管理産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した特別管理産業廃棄物の種類	カ. PCB汚染物
----------------------	-----------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)

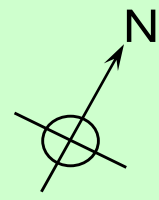


注) 右上のフローには、令和6年度の目標量を記載してください。下の表には、令和5年度実績を記載してください。なお、様式5をあわせて提出する場合には、先に様式5を入力し、データ反映・印刷ツールを使用するところに数値が反映されます。

項目	令和5年度実績
① 排出量	2.60 t
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	0.00 t
⑤ 自ら熱回収を行った量	0.00 t
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0.00 t
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00 t
⑩ 全処理委託量	2.60 t
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t
⑫ 再生利用業者への処理委託量	2.60 t
⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t

- 【特別管理産業廃棄物の種類 (ア～チ)】
- ア. 特管廃油
  - イ. 特管廃酸 (pH2以下)
  - ウ. 特管廃アルカリ (pH12.5以上)
  - エ. 感染性廃棄物
  - オ. 廃PCB等
  - カ. PCB汚染物
  - キ. PCB処理物
  - ク. 指定下水汚泥
  - ケ. 有害鉱さい
  - コ. 廃石綿等
  - サ. 有害ばいじん
  - シ. 有害燃え殻
  - ス. 有害廃油
  - セ. 有害汚泥
  - ソ. 有害廃酸
  - タ. 有害廃アルカリ
  - チ. 廃水銀等

# 日本ポリレン(株) 川崎工場



研究開発C  
(塩浜)



多摩運河

羽田  
空港

千鳥運河

千鳥町

大師運河

浮島町

多摩川

塩浜運河

川崎工場  
(南地区)

R409

首都高速  
湾岸線

R132

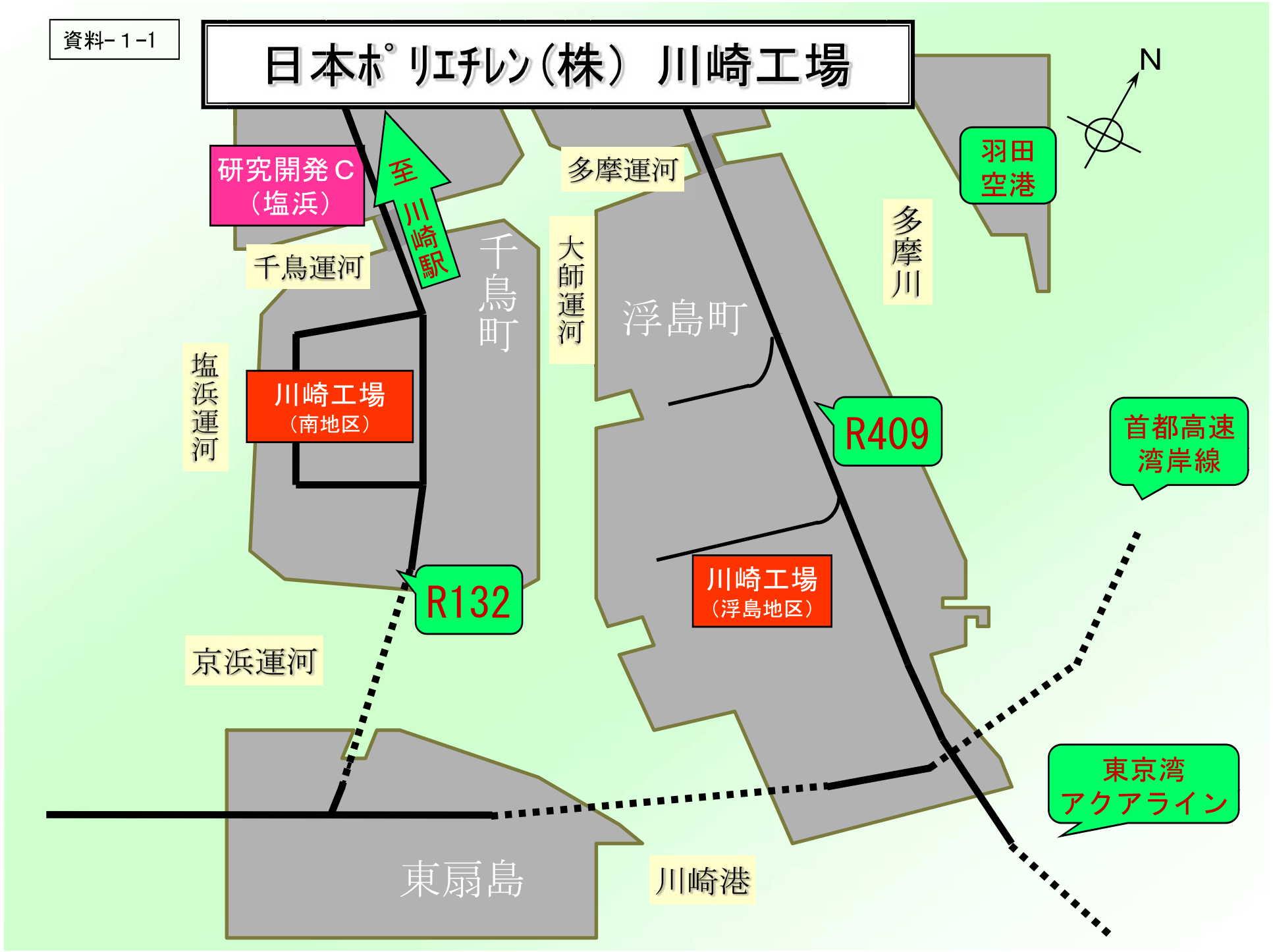
川崎工場  
(浮島地区)

京浜運河

東京湾  
アクアライン

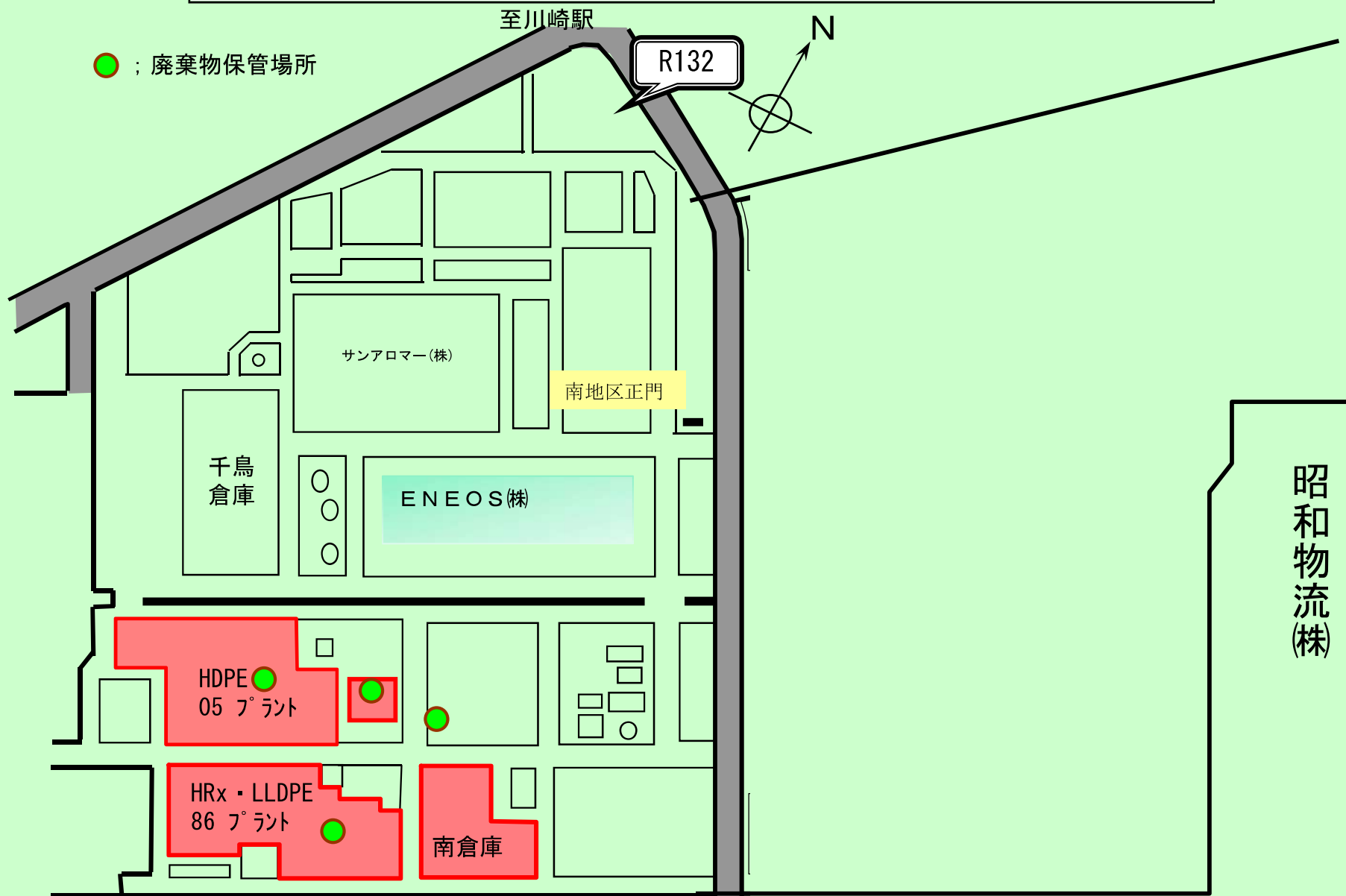
東扇島

川崎港



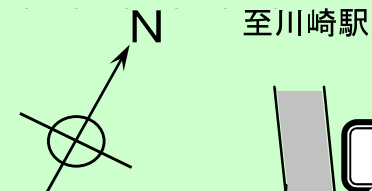
# 日本ポリレン(株) 川崎工場 (南地区)

● ; 廃棄物保管場所

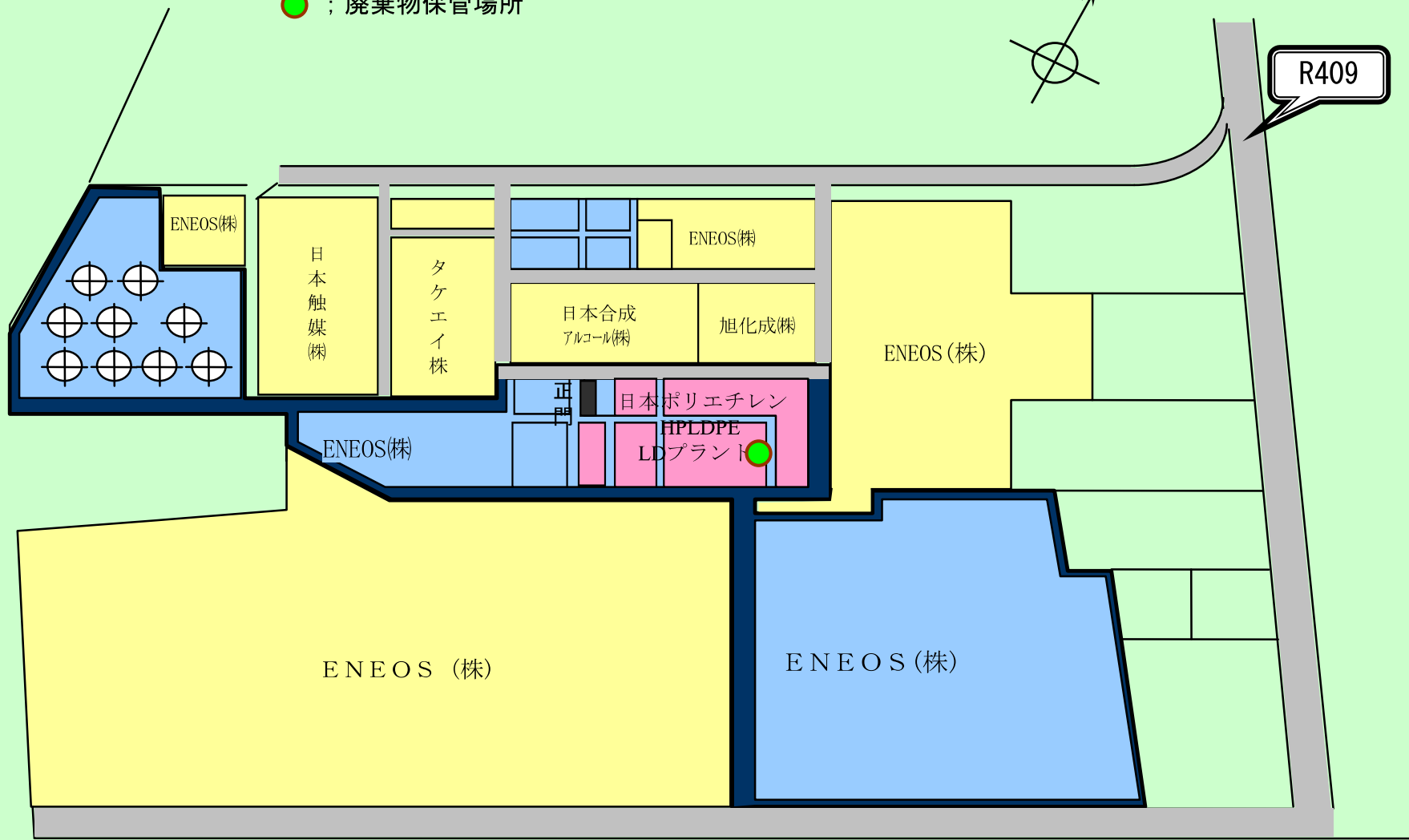


# 日本ポリエチレン（株）川崎工場（浮島地区）

● ; 廃棄物保管場所



R409



資料-2

川崎工場の製造工程図と廃棄物発生箇所

1. 南地区

(1) ポリエチレン第3製造施設(05プラント)

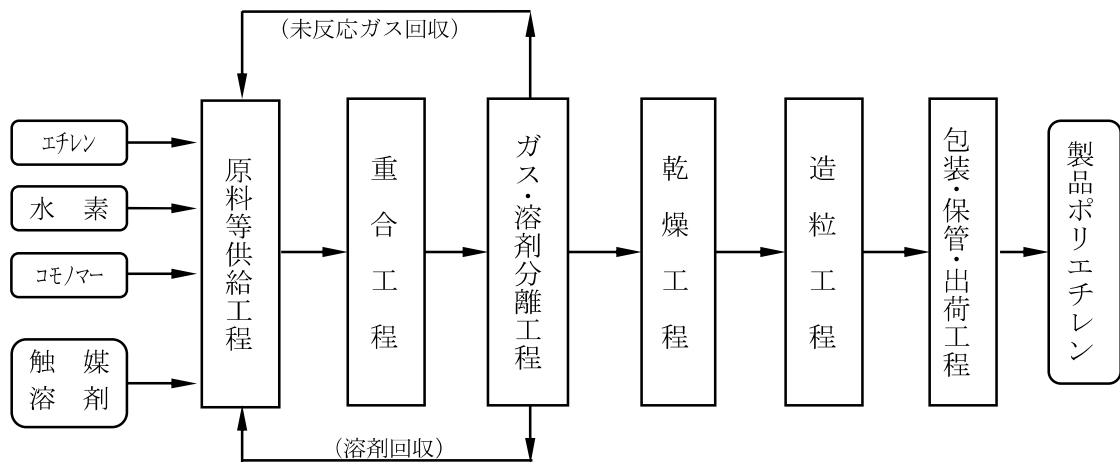
本プロセスは、低温、中圧下で重合を行い、粉末状のポリエチレンを製造する装置である。

重合槽には、エチレン、水素、モノマー（プロピレンまたはブテン-1）を供給しながら、触媒および助触媒と溶剤（ヘキサン）を供給する。重合槽では、ヘキサン中に粉末ポリエチレンがスラリー状に生成される。

重合設備は、前段、後段より成り立ち、重合設備で生成された粉末状のポリエチレンは、未反応ガスおよび溶剤を除去した後、混練機でペレット状に造粒されて製品となる。

未反応ガスは回収され、溶剤は精製後再使用される。

<製造工程フロー>



<産業廃棄物発生箇所と種類>



①：廃プラスチック類、②：汚泥類、③：廃油類、④：その他

(2) ポリエチレン第5製造施設（86プラント）

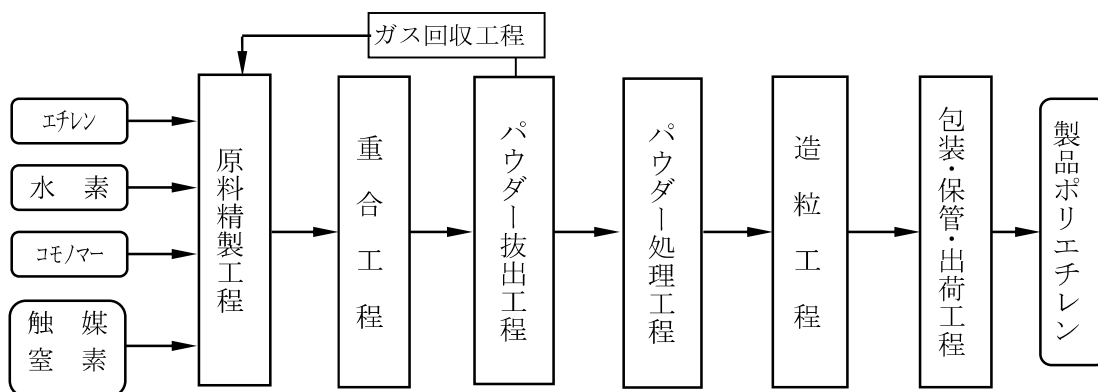
本プロセスは、気相法による縦型流動床重合槽で直鎖状低密度ポリエチレンを生成する装置である。

重合槽には、エチレン、水素、モノマー（ブテン-1またはヘキセン-1）および触媒、助触媒を供給し、低温、中圧下で粉末状のポリエチレンを合成する。

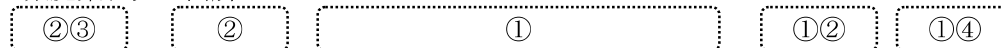
この反応は、発熱反応であり重合熱を取り除くために、循環しているエチレン等の混合ガス（循環ガス）の顕熱で除去し、重合槽上部から持ち出される。その循環ガスは、圧縮機で昇圧、熱交換器で冷却された後、再び重合槽下部から供給される。

生成されたポリエチレンは、重合槽に取付けられた抜出し口から反応量に見合った量が抽出され、混合ガスを分離した後、混練機でペレット状に造粒されて製品となる。

<製造工程フロー>



<産業廃棄物発生箇所>



①：廃プラスチック類、②：汚泥類、③：廃油類、④：その他

## 2. 浮島地区

### ・ 高圧ポリエチレン製造施設

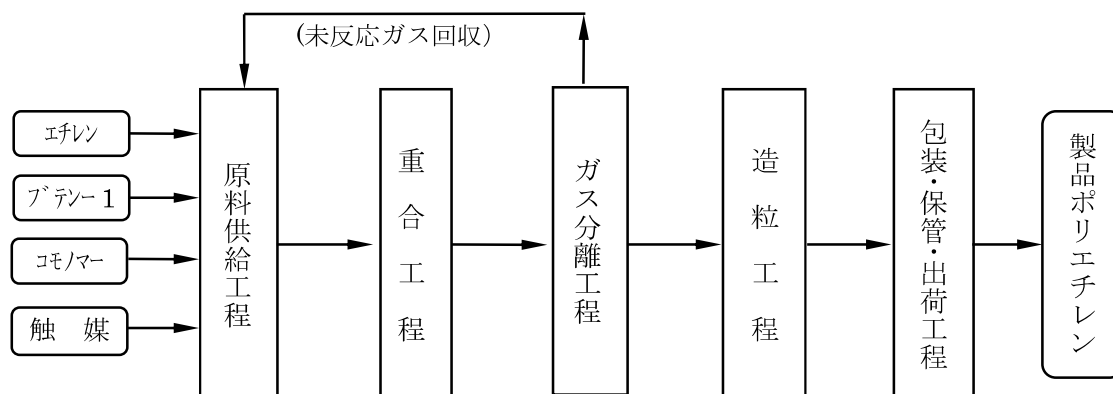
本プロセスは、高圧法チューブラーリアクターによる低密度ポリエチレンを生成する装置である。

原料エチレンを2台の往復動圧縮機で反応圧力まで昇圧し、その後加熱して反応条件を整え、触媒を複数のポイントから反応槽に供給して反応を起こす。

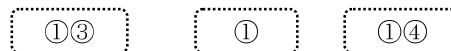
重合槽で生成された粉末状ポリエチレンは、未反応ガスを除去した後、混練機でペレット状に造粒されて製品となる。

未反応ガスは回収され、再使用される。

#### < 製造工程フロー >



#### < 産業廃棄物発生箇所 >



①：廃プラスチック類、②：汚泥類、③：廃油類、④：その他



資料 - 3

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画 添付資料

II 処理計画の策定事項

2. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 産業廃棄物の処理に関する管理組織

<南地区・浮島地区 共通>

「川崎工場 廃棄物管理要領」で定めている。

(産業廃棄物管理責任者)

第 8 条 川崎工場における産廃の適正な処理に関する次の業務を統括管理するために、排出部署毎に産業廃棄物管理責任者（以下、産廃責任者という。）を置く。

(中略)

③産廃責任者として、工場長が環境安全GMを任命する。

(特別管理産業廃棄物処理責任者)

第 9 条 「廃棄物処理法」第 12 条の 2 第 6 項に基づき、排出事業場毎に特別管理産業廃棄物処理責任者（以下、特管産廃責任者という。）を置く。特管産廃責任者は、特管産廃の処理に関する次の業務を管理する。

(中略)

③特管産廃責任者は、当該法令に基づく認定講習修了者の中から工場長が任命する。

(関係部署の責任体制)

第 10 条 各部署は、それぞれの機能において産廃処理の責任を有する。

1. 産廃発生担当部署

- ・産廃の発生が予想される場合は、予算処置等を行う。
- ・新たな産廃の発生又は、新たな産廃処理業者に委託希望する場合は、環境安全Gと調整・相談し委託先の選定を行う。
- ・産廃の収集運搬業者及び処分業者が決まり、契約条件等を環境安全Gと確認し委託契約の内容が確定した後、社内承認手続きを実施した後、管理G（購買担当）に委託契約締結を依頼する。

2. 環境安全G

- ・産廃の収集運搬業者及び処分業者との契約条件等を工場内外と調整・確認する。
- ・工場内外との連絡、調整、確認等により適切な産廃処理の推進、確立を図るとともに、処理記録類を確認、保存する。
- ・工場から発生する産廃が適正に処理されているか、3年に1回、産廃処理施設の現地調査を行い、写真を添えて産廃責任者に報告する。
- ・発生した産廃の有害物質等の性状分析を行う。
- ・産廃の再生利用及び減量化の検討

3. 管理G（購買担当）

産廃発生担当部署が社内承認を得た産廃の収集運搬業者及び処分業者と委託・処理費の契約を行う。契約締結者名は、工場長名で行う。

資料 - 4

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画 添付資料

(2) 産業廃棄物に関する管理規定等

<南地区・浮島地区 共通>

「川崎工場 廃棄物管理要領」

(目 的)

第 1 条 この要領は、川崎工場で発生する各種廃棄物（廃プラスチック、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリなど）の取扱い及び処分方法の適正化を図り、廃棄物による環境汚染の未然防止と職場環境の保全整備を図ることを目的として定める。

(3) 産業廃棄物処理責任者 : 処理施設がないため設置せず

(4) 産業廃棄物処理技術管理者氏名 : 処理施設がないため設置せず

(5) 特別管理産業廃棄物管理責任者氏名

川崎工場 南地区 : 菊池 亨  
浮島地区 : 川口 真司

以上